

随意契約ガイドライン

八街市総務部財政課契約検査班

令和3年10月

目 次

1. 趣旨・目的	P.1
2. 対象	P.1
3. 随意契約の手続き	P.1~2
3－1 根拠法令等の明確化	
3－2 有利性の説明	
3－3 説明責任	
4. 随意契約によることができる場合	P.2~10
4－1 少額の契約	
4－2 その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき	
4－3 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき	
4－4 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入等の契約をするとき	
4－5 緊急の必要によるもの	
4－6 競争入札に付することが不利なもの	
4－7 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの	
4－8 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき	
4－9 競争入札において落札者が契約を締結しないとき	

1. 趣旨・目的

地方公共団体が締結する契約は、①公正性、②経済性、③履行の確保、④透明性が求められており、これらを兼ね備えた契約が、適正な契約であるといえます。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）では競争入札を原則としており、政令で定める場合に限り例外的に随意契約によることができるとされています。

本ガイドラインは、法及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）並びに八街市財務規則（平成5年3月31日規則第14号。以下「規則」という。）に定める随意契約を適正に行うための指針として作成したものです。

なお、ここに示すものに該当すれば、直ちに随意契約とすべきものではなく、また、随意契約ができるものは、ここに示したものに限定される趣旨のものでもありません。随意契約によるかどうかは、契約ごとの内容・性質・目的のほか、技術の特殊性、経済性、緊急性等を客観的・総合的に検証して慎重に判断してください。

2. 対象

本ガイドラインの対象は、市が締結する全ての契約とします。

【読替え】

地方公営企業法の適用を受ける発注機関については、令第167条の2第1項各号を、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に読み替えるものとします。

3. 随意契約の手続き

随意契約は「競争性のある随意契約」（＝2者以上から見積書を徴収する）と「競争性のない随意契約」（＝1者から見積書を徴収する又は見積書の徴収を省略する）に分かれます。

随意契約による場合は下記の事項を十分に検討し、慎重に執り行ってください。

3-1 根拠法令等の明確化

随意契約による場合は、令第167条の2第1項第1号から第9号までのどの号に該当するかを明らかにする必要があります。特に1者随意契約については、真にやむを得ない理由がある場合にのみ適用できるものであり、契約の相手方の選定が恣意的にならないように注意が必要です。

3-2 有利性の説明

随意契約による場合は、競争の理念に基づき、できる限り多くの者から見積書を徴し、それらの者の価格を比較検討し、原則として最も有利な価格で見積りをした者を契約の相手方として決定します。価格の有利性よりも優先される事由による場合は、その内容を具体的に説明することが必要です。単に「過去の実績」や「業務に精通している」、「特殊な業務」等を理由に随意契約とすることは適切ではありません。

3-3 説明責任

1 者随意契約とする場合は、透明性を高めるため、どのような調査を行った結果、どのような理由で、1 者しかないと判断したのか等の過程（理由）を具体的に明らかにしてください。この場合、個々具体的な契約ごとに、以下の点などについて確認してください。

- (1) 他の部署で類似業務が想定される場合、契約状況を確認すること。
- (2) 近隣自治体等で類似業務が想定される場合、契約状況を確認すること。
- (3) 技術の特殊性等を理由とする場合、1 者しかいない状況を具体的に説明すること。
- (4) 選定した相手方について、主要な業務を再委託する実態はないか確認すること。
- (5) 複数年同一業者と契約している場合、法令や状況変化で競争性が生じていないか確認すること。
- (6) 内容（仕様）の変更や工夫で入札できる余地はないか確認すること。

4. 随意契約によることができる場合

4-1 少額の契約（令第167条の2第1項第1号）

売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

規則第137条別表第3では次のように契約の種類ごとに随意契約できる額の範囲を定めています。

八街市財務規則第137条別表第3

契約の種類	金額
工事又は製造の請負	130万円
財産の買入	80万円
物件の借入	40万円
財産の売払	30万円
物件の貸付	30万円
上記以外のもの	50万円

【特記事項】

- 1 他の号の理由と併合した場合には、本号が優先適用されます。
- 2 本号に該当させるため、本来競争性が生じる案件を合理的な理由もなく、分割して発注することは適切ではありません。
- 3 規則第138条第1項第3号（1件の金額が10万円未満の物品の購入又は修繕をするとき。）に該当する際の1者見積りの場合は、相手方が固定化しないように注意してください。
- 4 単価契約については、総数量を定めているもの又は予算で予定額が積算されているも

のについては、その予算総支出額によるものとします。

- 5 予定価格が50万円未満の小規模な契約については、八街市小規模工事等契約希望者登録要綱に基づく登録業者を優先的に活用してください。

4-2 その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

(令第167条の2第1項第2号)

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

【建設工事】

- 1 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合
 - (1) 特許工法や新開発工法等を用いる必要がある工事
 - (2) 文化財その他極めて特殊な建物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
 - (3) 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
 - (4) 法令等の規定に基づき、施工者が特定される工事
- 2 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に特に精通した者に施工させる必要がある場合
 - (1) 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験施工者に施工させなければならぬ工事
 - (2) 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
 - (3) 埋蔵文化財の調査、発掘等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事
- 3 プロポーザル方式、コンペ等の企画競争により契約の相手方を予め特定している工事

【物品・役務・業務委託等】

- 1 契約の履行のために、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の排他的権利の使用を必要とするもので、これらの権利を有する者と契約を締結しなければ契約の目的を達成できない業務
 - (1) 測量、設計、設備・機器等の補修（修繕）・保守管理、又は各種調査・分析等において、特殊な技術、手法又は機械器具を用いる必要があるため、当該業務の履行が可能な業者が特定される場合

なお、「特殊な技術、手法又は機械器具を用いる必要がある業務」とは、当該業者が特許権を有するなど、唯一保有する独自技術、又は当該業者のみが有し、その他の業者では知り得ない技術に基づかなければ、その契約内容を履行することが困難であるような業務をいいます。

- (2) 既存の情報処理システム等について、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改修、保守等を実施する場合
- 2 業務の特殊性により、特定の者と契約を締結しなければ、初期の契約目的を達成することができない業務
- (1) 機械設備や情報処理システム等において、製造者又は設置者等と契約しなければ既存の設備・機器等の使用に著しく支障が生じるおそれがあるもの、又は安全責任が果せないもの、若しくは契約不適合責任の範囲が不明確となるもの、部品交換等の対応ができないもの
- (2) 試験、研究等の目的のため、極めて特殊な設備・技術等を有する者と契約をする場合
- (3) 特殊な設備・機器の製作者と運転・保守管理等の契約をする場合
- (4) 訴訟、調停、登記、鑑定等の事務を委託する場合
- (5) 額面価格が定められているものなど、現に価格競争が成立していない場合
- (6) 不動産の買入れ等、契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合
- (7) 法令等により契約の相手方が特定されている場合
- (8) 試験問題の作成、購入、印字等、市の契約行為を秘密にする必要がある場合
- (9) 国及び地方公共団体を契約の相手方とする場合
- (10) 市の政策目的を達成するために、公共的団体を契約の相手方とする場合
- (11) 住民や地域団体等と協働で行う事業のため、特定の者を契約の相手方とする場合
- (12) 新聞、雑誌、公共交通機関等への広告掲載又はラジオ、テレビ等への放送を委託する場合
- (13) 講演、研究、講座等、特別の能力を目的として業務を委託する場合
- (14) 履行中の業務と密接不可分の関係にある業務で、同一業者以外の者に履行させると履行中の業務との整合に著しい支障が生じるおそれがある場合
- (15) 前業務に引き続き実施する一体的又は関係のある業務で、前業務の受託者でないと業務に支障が生じ、責任の所在が曖昧になるおそれがある場合
- (16) 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で特殊な技術、手法等を用いる必要がある場合
- (17) 特別な設備が必要な物を運送又は保管をさせる場合
- (18) 罹災者又はその救護を行う者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付ける場合
- (19) 外国で契約を締結する場合
- (20) 学術又は文化、芸術等の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付ける場合
- (21) 土地、建物、林野若しくはその産物等を特別の理由のある者に売り払い又は貸し付ける場合
- (22) 公債、債権又は株式の買入れ又は売り払いをする場合
- (23) 契約の相手方と締結した協定、覚書、その他の文書において、合理的な理由によりあらかじめ契約の相手方が決定している場合
- (24) リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務上の必要があるため相当と認められる期間に限って行う賃貸借契約の継続で、明らかに経費の節減ができる場合

- 3 プロポーザル方式、コンペ等の企画競争により契約の相手方を予め特定している業務
- ※ プロポーザル方式、コンペ等により選定した事業者と契約期間満了後も、公募の手続きを取らずに本号の規定により自動的に随意契約することは適切ではありません。

4-3 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき

(令第167条の2第1項第3号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第27項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

【特記事項】

- 1 障害者福祉等の増進といった一定の政策目的のために、随意契約によることができる
とされているのは、福祉関係施設において製作された物品を買い入れる契約、又は役務
の提供を受ける契約をする場合です。
- 2 本号の契約は、規則第137条の2の規定に基づき、発注の見通し及び契約の締結状
況を公表する必要があります。

4-4 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入等の契約をするとき

(令第167条の2第1項第4号)

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところに
より普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を
受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる
契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めると
ころにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定め
る手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

【特記事項】

- 1 総務省令（地方自治法施行規則第12条の3）により認定を受けた事業者は、他に類
がないものを生産、加工又は役務の提供において、その生産物等には新規性があり、他
の者による同類の生産物若しくは役務よりも優れた機能性があり、地方公共団体はそ
の機能性からもたらされる利益をさらに享受することができることから、政策的な判断
によりこれらを調達することは、経済性及び競争性の原則の支障にならないものである
と考えられています。
- 2 本号の契約の対象となるのは、新商品の買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務
の提供を受ける契約となります。
- 3 本号の契約は、規則第137条の2の規定に基づき、発注の見通し及び契約の締結状
況を公表する必要があります。

4-5 緊急の必要によるもの（令第167条の2第1項第5号）

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

【特記事項】

- 1 「緊急の必要」とは、災害等の客観的な事実により、競争入札による契約手続きをと
ることで、時期を失い、あるいは、契約の目的を達成することができなくなり、市民生
活に支障をきたす、市民の生命、身体、財産その他の利益に大きな影響を及ぼすおそれ
がある、又は経済的にも甚だしく不利益を被ることが明らかである場合が該当します。
- ※ 特別な事情なく、着手が遅れたことで発生した事務の遅延により、競争入札に付する
時間的余裕がなくなった場合などは該当しません。

【建設工事】

- 1 道路陥没、地すべり等の災害に伴う応急工事
- 2 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- 3 災害の未然防止のための応急工事

【物品・役務・業務委託等】

- 1 エレベーター等の設備機器等の緊急点検等により不具合が判明した場合で、即時の対応が求められる業務
- 2 防災施設、排水施設等の設備機器等の故障において、防災機能を保持する上で、常に稼働できる状態を保たなければならない機器等の故障時に行う応急業務
- 3 建物施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合に行う点検整備等の応急業務
- 4 道路陥没、地すべり等の災害への対応や、その未然防止のための応急工事に関連する業務
- 5 OAシステム・インターネットを通じた申請・申込システム等の市民サービスを提供している場合で、緊急に復旧をしなければ、市民生活に多大な損害や利便性低下が生じる場合における応急業務
- 6 公の秩序維持のための警備に関する業務、災害発生時の住民避難に関する業務
- 7 天災地変その他災害等により緊急に調達のある業務
- 8 感染症発生時の蔓延防止のために緊急に薬品等の物品を購入する業務
- 9 衆議院の解散による衆議院議員の選挙等、法令等の規定により業務を行う期間の起点と終点を定められるもので、準備期間が短いため緊急を要する業務

4-6 競争入札に付することが不利なもの（令第167条の2第1項第6号）

競争入札に付することが不利と認められるとき。

【特記事項】

本号は、競争入札に付することが納期・工期や経費等の面で不利となることが認められる場合が該当します。適用に当たっては、「不利となること」を具体的に説明してください。

【建設工事】

- 1 現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
 - (1) 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
 - (2) 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- 2 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
 - (1) 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、契約不適合責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一

貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事

- (2) 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）
- 3 他の発注（他の発注者を含む）に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる次のような場合
 - (1) 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事
 - (2) 他の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事
- 4 打ち切った工事を、その後再び継続して施工する必要がある場合に、中止前に請負っていた業者以外の者に、これを施工させると不利となる場合

【物品・役務・業務委託等】

- 1 現に契約履行中の業者に引き続き実施させた場合、期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる次のような場合
 - (1) 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった業務
 - (2) 本体業務と密接に関連する付随的な業務
- 2 他の発注に係る実施中の業務の内容と重複、若しくは関連する業務で、実施中の者に実施させた場合には期間の短縮に加え、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められる場合
- 3 契約金額以外の条件が市にとって不利となる場合（品質・性能等の要素が業者によって異なる場合や、運送・保管等の際の地理的条件等により市に不利となる場合等）
- 4 買い入れを必要とする物品が多量であって、分割して買い入れなければ売り惜しみその他の理由で価格を高騰させるおそれがある場合

※注意

令第167条の2第1項第6号は、見積相手方が1者となる場合があり同項第2号と類似していますが、同項第2号は、その者しか履行できない場合であるのに対して、同項第6号は履行者が極めて限定されるが、「予定価格以下」という要件を除けば履行者の唯一性が絶対であるとはいえない場合です。

4-7 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの

(令第167条の2第1項第7号)

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

【特記事項】

- 1 「著しく有利な価格」とは、一般的に品質・性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格から勘案しても、競争入札に付した場合よりも、誰がみても有利な価格で契約できる場合です。

適用に当たっては、「著しく有利な価格」を市場価格等と比較して客観的に説明する必要があります。

- 2 また、工事に関しては「有利な価格」だけでなく、「公共工事の品質確保」という観点からも慎重に検討を行い、判断をする必要があります。

【建設工事】

- 1 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、これを利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる工事
- 2 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争入札に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる工事

【物品・役務・業務委託等】

- 1 ある物品を購入するにあたり、特定の業者がその物品を相当多量に保有し、しかも他の業者が保存している当該同一物品の価格に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがある業務
- 2 特定の施工者が開発したシステム等を利用することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができるものと認められる業務

4-8 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき

(令第167条の2第1項第8号)

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

【特記事項】

- 1 入札が不落、不調になった場合でも、資格条件や、設計積算の見直し等を図り、再度の競争入札を行うことを基本とします。したがって、本号の適用は、改めて競争入札に付す時間的余裕がない場合に限ります。
- 2 本号を適用して随意契約を行う場合は、最初の競争入札に付したときに定めた予定価格その他の条件（契約保証金及び履行期限を除く。）を変更することはできません。
- 3 本号に規定する「再度の入札」は、「再度入札」と「再度公告入札」に分けられます。
「再度入札」は、開札の結果、各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格入札がないとき。）、直ちにその場で（電子入札の場合においては、発注者により定められた期日に）行う入札をいいます。
「再度公告入札」は、入札価格のうちに予定価格の制限に達しないものがない場合のほか、入札者のない場合において、再び公告をした後に改めて入札を行うことをいいます。
- 4 本号を適用する場合も、原則2者以上からの見積書の徴収が必要です。

※参照：規則第138条第1項

4－9 競争入札において落札者が契約を締結しないとき

(令第167条の2第1項第9号)

落札者が契約を締結しないとき。

【特記事項】

- 1 一般競争入札に付した場合において、落札者の決定後、当該落札者が契約を締結しない場合、又は落札決定後に指名停止となる等、落札者の責により契約締結ができない状態に陥った場合には、改めて競争入札に付す時間的余裕がない場合に限って、随意契約によることができるとしているものです。
- 2 本号を適用して随意契約を行う場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、最初の競争入札に付したときに定めた条件（契約保証金及び履行期限を除く。）を変更することはできません。
- 3 本号を適用する場合でも、原則2者以上からの見積書の徴収が必要です。

※参照：規則第138条第1項

【参考：関係法令等】

○地方自治法

(契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この条において「競争入札」という。)に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4 略

○地方自治法施行令

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第27項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの

(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。))において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。))が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。))が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

(4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(9) 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

○地方自治法施行規則

第12条の3 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定により、新商品の生産又は新役務の提供(以下この条において「新商品の生産等」という。)により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者(新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。)に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画(以下本条において「実施計画」という。)を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

- (1) 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品又は新役務(以下この条において「新商品等」という。)が、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであつても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
- (2) 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- (3) 第3項第4号に掲げる事項が新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により提出された実施計画(新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者(新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。)から提出された実施計画に限る。)を確認しようとするときは、あらかじめ、当該実施計画が前項各号のいずれにも適合するものかどうかについて、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。

- (1) 新商品の生産等の目標
- (2) 新商品等の内容
- (3) 新商品の生産等の実施時期
- (4) 新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

4 普通地方公共団体の長は、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第1項の規定により確認された実施計画を変更しようとするときは、当該変更後の実施計画が同項各号のいずれにも適合するものであることを確認しなければならない。

5 前項の規定により普通地方公共団体の長が新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者に係る変更後の実施計画を確認しようとするときは、第2項の規定を準用する。

6 普通地方公共団体の長は、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第1項の規定により確認された実施計画(第4項の規定による変更の確認があつたときは、その変更後のもの)に従つて新たな事業分野の開拓を図るための事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

7 普通地方公共団体の長は、第1項の規定により新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者を認定する場合において、既に他の普通地方公共団体の長が同項の実施

計画を提出させ確認しているときは、当該実施計画の写しをもつて同項の確認をすることができる。

8 前項の規定は、第4項の実施計画の変更について準用する。

○八街市財務規則

(随意契約)

第137条 施行令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、別表第3に掲げる契約の種類に応じ同表に定める額とする。

(特定の随意契約に係る手続)

第137条の2 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により規則で定める手続は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法、選定基準及び申請方法等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

(随意契約の見積書の徴収等)

第138条 予算執行者等は、随意契約に付するときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1人の者から見積書を徴することができる。

- (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時。
- (2) 市場価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がある物品を購入するとき。
- (3) 1件の金額が10万円未満の物品の購入又は修繕をする時。
- (4) 2人以上から見積書を徴することが適当でないと認めるとき。

2 予算執行者等は、前項の規定にかかわらず、その性質上見積書を徴することが適当でないと認めるときは、当該見積書を徴しないことができる。

3 予算執行者等は、随意契約による場合においては、その関係書類(支出負担行為に係るものにあつては、その決議票)にその根拠法令の条項を記載しなければならない。

【八街市財務規則第137条別表第3】

契約の種類	金 額
工事又は製造の請負	130万円
財産の買入	80万円
物件の借入	40万円
財産の売払	30万円
物件の貸付	30万円
上記以外のもの	50万円